

令和7年度

流山市国民健康保険事業計画

重点項目	具体的な対応	内 容
(1) 適用・適正化対策の推進	①適用・適正化調査	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険加入者のうち、重複加入していると思われる方や他の健康保険の被扶養者として認定が可能と思われる方に対して通知を行い、資格の適正化を図る。 ・国民健康保険の加入届出の遅延者については、資格の完全遡及を実施していることから、国民健康保険の未適用者に対して、SNSの活用や広報等により加入手続きの周知徹底を図る。 また、オンライン資格確認システムから加入届出遅延の疑いがある方の情報が市に提供されることから、当該情報を活用する。
	②重複加入者の職権による資格喪失	<ul style="list-style-type: none"> ・重複加入の可能性のある方について勤務先への社会保険調査やオンライン資格確認システムにより提供される資格重複情報の活用によって、喪失手続きを促す勧奨通知をし、指定期間内に回答の無い方について、職権で資格を喪失させる。
	③未申告者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・所得把握のため、簡易申告書を送付し、未申告者の解消を図る。
	④居所不明者にかかる実態把握と資格喪失処理	<ul style="list-style-type: none"> ・居所不明被保険者の資格喪失については、実態調査を実施した上で、市民課に職権消除を依頼し、住民票が消除された後、資格を喪失させる。
(2) 保険料の収納率向上の推進	①滞納整理計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・目標収納率を達成するための具体的な実施方法、実施体制等を明記した「令和7年度国民健康保険料収納実施計画書」を作成し、収納率向上に向けての滞納整理を展開していく。
	②滞納世帯の実態分析	<ul style="list-style-type: none"> ・所得段階別、所得種類別、区域別、年齢別、賦課段階別等の「滞納者分析」を行い、効率よく効果的な滞納整理業務に結び付ける。
	③徴収体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当に区分し、それぞれに応じた滞納整理を行うと共に原則40万円以上の高額滞納については、債権回収対策室と協議・移管し、役割を明確に分割することで強化を図っていく。 ・平成30年4月に設置された「市税等納付コールセンター」より、現年度分未納者に対し、電話催告及び文書催告を行い、収納額の増加及び徴収率の向上を図り、滞納繰越分の増加を抑制する。
	④納期内納付の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年11月に原則化された保険料口座振替の一層の推進を図るため、新規加入者等の口座振替を積極的に勧めるとともに、令和7年度からWeb口座振替サービスを導入する。
	⑤納付環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・納付義務者の利便性を図るため、納付しやすい環境の整備を検討していく。近隣市の納付環境整備にどのような変化があるか、動向を注視し、情報収集に努める。また、現在の納付方法は口座振替、金融機関及びコンビニエンスストア等の窓口、モバイルレジ、クレジットカード、特別徴収（年金天引き）、各種スマホ決済（au PAY、d払い、J-Coin、PayPay）となっているが、特に近年導入されたスマホ決済の周知を図る。 ・地方税統一QRコードを利用した納付について、国の動向を注視し、情報収集に努める。
	⑥年金受給者からの特別徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主が、一定の要件を満たしている場合、年金から保険料を天引きする特別徴収とし、効果的な収納の確保を図る。

重点項目	具体的な対応	内 容
	⑦納付義務者への指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者の生活状況、収入状況等の把握のため、催告書や納付勧奨通知を送付することで、積極的に滞納者との接触の機会をつくり、納付相談及び納付指導に結び付ける。 ・令和6年12月2日に現行の保険証廃止に伴い、短期被保険者証や資格証明書の運用は廃止されたことから、保険料の納付に資する取り組みを行ったにもかかわらず、特別な事情なく保険料を原則1年以上滞納している者に対して、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うことで滞納者との接触の機会を作り、納付相談及び納付指導に結び付ける。
	⑧財産調査の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者については財産調査を行うこととなるが、その中でも件数の多くを占める預貯金調査について、令和4年度に導入した預貯金等照会電子サービスを活用し、より迅速な滞納整理を図る。 ・生命保険調査の電子照会について導入を検討する。
	⑨滞納処分の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者個々の生計状況を掌握し、悪質な滞納者に対しては、保険制度の秩序及び負担の公平性を保つ観点から滞納処分を実施する。
	⑩職員の資質・意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝、ミーティングを実施し、スケジュールリング、問題、課題について係員共通の認識を持ちモチベーションアップを図る。また、相互の連携や相談、研究等によりスキルアップを図る。 ・定期的に担当替えを行い、複数人が同じ業務を執り行えるようにするとともに、知識の向上を図る。
(3) 医療費適正化対策の推進	①レセプト点検の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職員の配置及びスキルアップ研修等の受講により、一層の点検事務の充実を図る。
	②医療費通知	<ul style="list-style-type: none"> ・総医療費の額等を被保険者に周知することにより、保険制度について理解の向上と医療費適正化を図る。また、医療費通知はマイナンバーカードを健康保険証として登録することにより、マイナポータルで医療費通知の情報が閲覧可能となることの周知を図る。
	③ジェネリック医薬品使用促進通知	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が服用する先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた際の削減できる自己負担額を具体的に通知し、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。 ・ジェネリック医薬品の使用状況について、年齢別等に類型化し、そのデータを基に使用促進策を検討する。
	④国保データベースの利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会で作成している国保データベースを用いた医療等に係る統計情報を有効に活用し、保健事業に役立てる。
	⑤第三者行為求償事務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検時に傷病名及び点数により第三者行為の可能性のある事案について抽出を行い、被害に係る求償事務の取組強化を図る。 また、世帯主等による届出の義務等が浸透するようホームページなどで周知する。 ・第三者求償研修に参加し、知識の習得に努める。 ・第三者行為による傷病の発見の手掛かりとなる情報を受けるため関係機関との体制構築を図る。

重点項目	具体的な対応	内 容
	⑥療養費などの適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復及びあはき療養費に係る二次点検を実施する。 ・多剤服薬者を含む重複服薬者に対して戸別訪問するなどの取り組みを実施する。
	⑦保険者間調整の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失後の受診による不当利得の返還について、個別通知により理解を求めるとともに被保険者を介さず、直接、保険者間で調整する方法を積極的に推進し、給付費の適正化を図る。
(4) 保健事業の充実	①人間ドック・脳ドック助成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック・脳ドック利用者に対し助成金を交付し、被保険者の健康の保持・増進に資するとともに医療費の増嵩を抑制する。 ・人間ドック・脳ドックにおける効果の測定方法について研究を進める。 ・人間ドック・脳ドックの助成内容について見直しを図る。
	②あんま・はり等助成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・あんま・はり等施設利用者に助成金を交付し、被保険者の健康の保持・増進に資するとともに医療費の増嵩を抑制する。
	③「健康を支える栄養学」による健康推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者等が健康を回復・維持・増進することにより、年々増加する医療給付費を抑制するため、生活習慣病をはじめとする疾病予防・重篤化予防を目的として食生活に視点を置いた「健康を支える栄養学」を被保険者等に紹介する。
	④特定健康診査・特定保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期データヘルス計画に基づく特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上を目指す。
	⑤第3期データヘルス計画の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月を始期とした第3期データヘルス計画に基づき①特定保健指導実施率向上事業②糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業③特定健康診査受診率向上事業をPDCAサイクルに沿って実施する。
(5) 保険料率の見直し	①適正な保険料の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・国保財政の健全化を目指し、適正な賦課とともに収納対策を図る。 ・令和6年4月を始期とした流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画に基づき、保険料の適正額の検討を行う。 ・令和8年度から保険料と合わせて徴収を開始する「子ども・子育て支援金」に関して、国の動向に合わせて条例改正・システム改修等を行う。
	②保険料改定の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度からの国民健康保険料（後期高齢者支援金分）の改定について、周知を図る。 ・令和8年度から国民健康保険料と合わせて徴収を開始する「子ども・子育て支援金」について、周知を図る。
(6) マイナ保険証を基本とする体制への移行	①マイナ保険証を基本とする体制への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、令和7年7月末をもって、経過措置期間としていた紙の健康保険証は有効期限を迎えるため、資格確認書等の一斉発送を開始するとともに、引き続きマイナ保険証についての周知、啓発に努める。

重点項目	具体的な対応	内 容
(7) その他	①国・県への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・国保財政基盤を強化・安定させるための財政支援の拡充を要望していく。 ・千葉県が目指している令和12年度以降の将来的な保険料水準の完全統一化に向けて、本市の実情を踏まえた統一化となるよう県が実施する会議等において強く要望していく。
	②一般会計からの法定外繰入（決算補填等目的分）の削減に向けた施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月を始期とした流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画に基づいた一般会計からの法定外繰入（決算補填等目的分）の削減・解消に努める。
	③システムの標準化対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、保険業務も対象となるため、国の方針に合わせてシステムの標準化を進める。
	④納付証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の新たな在留資格である「特定技能」の資格更新の際に、保険料の納付確認が必要なことから、引き続き納付証明書を発行する。